

【小施策評価(令和元年度実績評価)】

小施策の総合計画における位置付け

基本目標	1	人がいきいきと暮らすまちづくり	小施策 主管課等	障がい福祉課	
施策	5	障がい者福祉の充実	評価 責任者	野中 隆	内線 2510
小施策	5-2	障がい者福祉サービスの充実	評価 シート 作成者	大森 勉	内線 2511

小施策の概要

現状と課題(総合計画実施計画から転記)	取組の方向性(総合計画実施計画から転記)
今後においても、障がい者の障がいの特性などに応じた必要なサービスを提供し、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていく必要がある。 現在、国において進められている「障害者制度改革」の中で、「障害者総合支援法」に基づき、制度の谷間のない支援の提供など、支援体制の整備に向けて、適切に対応していく必要がある。	障がい者の自己選択・自己決定を促進するために、相談支援体制を強化するとともに、障がいの特性などに応じた質の高いサービスを受けることができるように、障がい者福祉サービスの充実を図る。
対象(誰(何)を対象として行うのか)	意図(具体的に対象をどのような状態にしたいのか/対象+成功状態)
市民	・社会参加の促進が図られている。・適正な医療の確保、心身の健康が保持される。

小施策の成果指標の達成状況・評価(令和元年度実績)

実績値の推移				実績の評価	
指標	単位	目指す方向	成果点	⇒	成果の要因分析
指標① 障害者アンケート調査「就労している障がい者割合」	%	↗	当初値 (H25) 26.3 R1目標値 33.0 R6目標値 40.0 	⇒	・就労継続支援A型及びB型の事業所の利用者が増加した。 平成30年度1,060人→令和元年度1,093人 ※年度末利用者の実数 ・福祉施設からの一般就労への年間移行者数は減少したが、高水準で推移している。 30年度64人→元年度55人 ・全国的に、就労継続支援A型事業所の適正な運営について問題視されている。 ・就労移行支援事業所で、指導時間が短いものも散見されている。
			問題点	⇒	問題の要因分析
			・全国的に、就労継続支援A型事業所の適正な運営について問題視されている。 ・就労移行支援事業所で、指導時間が短いものも散見されている。	⇒	・就労継続支援A型及びB型の事業所が増加したことにより、利用定員が増えたものである。 平成30年度58事業所→令和元年度60事業所 ・就労移行支援の事業所は横ばいであり、利用者が、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習を行い、順調に一般就労しているものと思われる。 ・就労継続支援A型事業所における利用者への賃金は、生産活動に係る事業の収入を充てるべきであるが、市から事業所に支払われる報酬を利用者の賃金に充てている場合があり、このことは、生産活動の内容が利用者への賃金を支払える水準に達していないことが原因である。 ・利用者の体調等の状況が変わる場合のサービス調整が十分ではない場合、本人の意向と現実とにギャップがある場合、施設の認識に問題がある場合等がある。
指標② 受給者証の交付者数(重度心身、中度身体障がい者医療費)	人	→	当初値 (H25) 8,528 R1目標値 8,900 R6目標値 8,900 	⇒	・受給者証の交付者数は、身体障害者手帳の交付者数が減少傾向にあることから、減少しているが、重度及び中度の障がい者への医療費助成の利用率は高まっている。 ・重度及び中度の障がい者への医療費助成制度について、効果的に周知されているものと考えられる。
			問題点	⇒	問題の要因分析
			・特になし	⇒	・特になし

今後の方向性(令和2年度以降)

評価を踏まえた取組の方向性	★…R2年度着手済または着手予定 ☆…R3年度以降の着手を検討
<p>★ 就労継続支援A型事業所について、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」(平成29年3月30日付障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)のとおり、指導監督を強化しており、今後も継続して行っていく。</p> <p>★ 就労移行支援は利用者を限定して実施しているサービスであり、改めてサービスの実施目的と成果について十分なすり合わせを行い支給決定を行うとともに、状況の変化についてはモニタリングの際に相談支援事業所が調整を行うなど、支給決定期間の途中でも見直しを実施し、障がい者の状況に合わせた支援を行う。</p> <p>★ 引き続き、制度の周知を図り、適正に医療費を給付する。</p> <p>★ 制度の周知については、手帳交付時に窓口での説明を継続して行うほか、障がい者相談支援事業を活用する。</p>	